

無期労働契約への転換 限定正社員への転換 正社員への登用

企業名	B社（銀行業）	労働者数 (27/3 末)	正社員 31 千人 有期契約労働者 11 千人
所在地	東京都千代田区		

無期転換制度の概要

- 平成 27 年 4 月より一定の要件を満たした嘱託契約社員・契約社員を無期雇用職種に転換。
- 無期雇用職種では、休職制度や保存休暇等、長期に安心して働くことができる制度の充実を図るとともに、一部の契約社員について職場の中で指導的役割を使命付け、給与を上乗せする制度を導入。
- 平成 27 年 10 月 1 日までに、約 8 千人が無期雇用職種へ転換済。

1 導入の背景

嘱託・契約社員は、営業店における窓口業務や顧客の誘導・案内、後方事務等を支える重要な戦力と位置づけ。従来の有期雇用契約においても、勤続 3 年超と長期間勤務しており、ロイヤルティを更に高め、よりやりがいのある職場作りに繋げるため、平成 27 年 4 月以降、改正法の年限よりも前倒しで無期雇用職種へ転換する制度を構築。

2 取組手順

- ① 無期転換方針の決定
- ② 無期雇用職種の制度設計（休暇・傷病休職制度、定年・再雇用制度他）
- ③ 処遇設計
- ④ 各種規程・契約書面整備
- ⑤ 評価制度の見直し
- ⑥ 無期転換要件と転換プロセスの決定

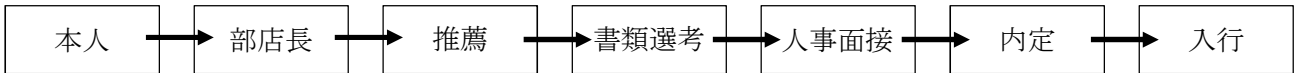
3 雇用形態

名称		賃金形態	雇用形態	勤務時間	異動
行員	総合職	月給	無期雇用契約	フルタイム	有（無限定）
	総合職（特定）				有（限定）
	アソシエイト職				有（限定）
嘱託（無期）（新設）		月給	無期雇用契約	フルタイム	有（限定）
嘱託（有期）			有期雇用契約（1 年契約）		有（限定）
契約社員（無期）（新設）		時給	無期雇用契約	フルタイム／	有（限定）
契約社員（有期）			有期雇用契約（6 ヶ月契約）	パートタイム	有（限定）

4 登用基準

登用区分	登用基準
契約社員等からの行員登用	契約社員等から総合職（特定）、アソシエイト職への登用。応募書類、過去評価等による一次選考、人事面接を経て、登用可否を決定。
嘱託・契約社員の無期雇用契約への転換	一定の要件（勤続3年超、「標準」評価以上等）を満たす者からの応募を受け、転換可否を決定。

【契約社員等からの行員登用プロセス】（例）



5 処遇・労働条件

	行員	嘱託		契約社員	
契約期間	無期	無期（新設）	有期	無期（新設）	有期
労働時間	フルタイム	フルタイム		フルタイム／パートタイム	
異動・出向	あり 総合職は無限定	あり	あり	異動のみ	異動のみ
賃金形態	月給	月給	月給	時給	時給
雇用終了の定め	定年・再雇用	定年・再雇用	上限5年	定年・再雇用	上限5年

6 その他（無期転換の実施にあたって活用したツール・支援策）

- 経団連主催セミナー、中央労働基準協会主催セミナー等

以 上